（新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者の医療に係る費用負担の申請）

第二十三条の九　法第四十四条の三の二第一項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一　患者の住所、氏名、生年月日、性別及び個人番号

二　申請者が患者の保護者の場合にあっては、当該保護者の住所、氏名（保護者が法人であるときは、当該法人の主たる事務所の所在地及び名称）及び個人番号並びに患者との関係

三　患者が法第三十九条第一項に規定する者に該当する場合にあっては、その旨

2　前項の申請書には、次に掲げるものを添付しなければならない。ただし、都道府県知事は、第二号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一　第二十三条の四第一項の規定による通知の写し

二　当該患者並びにその配偶者及び民法第八百七十七条第一項に定める扶養義務者の当該費用の負担能力を把握するために都道府県知事が必要と認める書類

（療養費支給の申請）

第二十三条の十　法第四十四条の三の三第一項の申請は、当該医療を受けた後一月以内に、前条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一　支給を受けようとする療養費の額

二　法第四十四条の三の三第一項後段の場合にあっては、緊急その他やむを得ない理由

2　前項の申請書には、前条第二項各号に掲げるもののほか、当該医療に要した費用を証明する書類を添付しなければならない。

（新型インフルエンザ等感染症に係る検体の提出要請等）

第二十三条の十一　（略）

（新型インフルエンザ等感染症の患者の退院等の届出）

第二十三条の十二　法第四十四条の三の六の厚生労働省令で定める感染症指定医療機関は、法第三十八条第一項の規定によって指定された特定感染症指定医療機関並びに同条第二項の規定によって指定された第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び第一種協定指定医療機関とする。

2・3　（略）

第二十三条の十三・第二十三条の十四　（略）

第八章　新感染症

第二十三条の十五～第二十三条の十七　（略）

（準用）

第二十三条の十八　第二十三条の八の規定は法第五十条の三第一項及び法第五十条の四第一項について、第二十三条の九第一項第一号及び第二号並びに第二項の規定は法第五十条の三に規定する申請について、第二十三条の十の規定は法第五十条の四に規定する申請についてそれぞれ

（新設）

（新型インフルエンザ等感染症に係る検体の提出要請等）

第二十三条の八　（略）

（新型インフルエンザ等感染症の患者の退院等の届出）

第二十三条の九　法第四十四条の三の六の厚生労働省令で定める感染症指定医療機関は、法第三十八条第一項の規定によって指定された特定感染症指定医療機関並びに同条第二項の規定によって指定された第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関とする。

2・3　（略）

第二十三条の十・第二十三条の十一　（略）

第八章　新感染症

第二十三条の十二～第二十三条の十四　（略）

（新設）